

## 富士見市 いじめ防止サポーター制度 始まります

富士見市では、「富士見市いじめ防止条例」を4月に施行しました。  
市全体で総力を挙げて、いじめ防止に取り組み、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため、市内の事業者・団体のみなさんのご協力をお願いします。

### 子どもたちへの働きかけ

#### 見守り・声かけ

○日ごろから子どもたちの様子を見守る。少しでも変だなと思ったら声をかける。 等

### お客さま（市民）への働きかけ

#### いじめ防止サポーターであることをPRする。

○サポーターステッカーを店舗や車に貼る。目立つところにポスターを貼る。  
○事業所のホームページやチラシ等にいじめ防止に関する文言を加える。 等

### 従業員（会員）への働きかけ

#### 家庭でいじめの防止について話題にするよう働きかける。

○日ごろから子どもと一緒に学校や友達のことを話題にして、子どもの些細な変化も見逃さないように心がける。  
○家族でいじめ問題を話題にして、地域全体でいじめ撲滅を目指す。 等

上記のような取り組みや独自のアイデアでいじめ防止にご協力をしていただける事業者・団体を募集します。ぜひ応募をお願いします。 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 登録すると

1. 「いじめ防止サポーター」の認定証の交付とステッカーを進呈します。（8月19日認定式）
2. 市のホームページで事業者名・団体名を紹介します。
3. 「富士見市いじめ防止サポーター認定事業所」の名称を使用できます。
4. 先進的な取り組みを広報等で紹介します。

**申請方法：**いじめ防止サポーター申請書を次の方法で富士見市役所子育て支援課へ

- ①郵送または持参 (富士見市鶴馬 1800-1 〒354-8511)
- ②FAX (049-251-1025)
- ③メール ([kodomo@city.fujimi.saitama.jp](mailto:kodomo@city.fujimi.saitama.jp)) または市ホームページ（専用フォーム）



**問合せ先：**子育て支援課 電話 049-251-2711（内線 204）

# いじめ防止サポーター申請状況

(平成27年7月末現在)

## 【市内事業所】

産業分類	業種等	事業所数
建設業	内装工事業 土木建築工事業等	5
製造業	食料品 (豆腐 パン 和菓子等) 製造業 人形製造業	9
卸売業, 小売業	食品卸業 商品・食料品小売業 コンビニエンスストア	36
金融業, 保険業	銀行 信用金庫	2
不動産業, 物品賃貸業	不動産業 レンタカー業 駐輪業	10
学術研究, 専門・技術 サービス業	税理士事務所 写真館	3
宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	15
生活関連サービス業, 娯楽業	理容業 美容業 クリーニング業 旅行業	14
教育, 学習支援業	学習塾	14
医療, 福祉	病院 医院 歯科医院 接骨院等	32
複合サービス事業	郵便局 農業協同組合	10
計		150

## 【市内団体】

団体形態	団体数
町会 社会福祉法人 NPO法人 児童福祉施設 一般社団法人 青少年健全育成団体	17